

2 定期償還（毎月償還）

(1) 償還方法

貸付日の翌月から原則として最終回の償還を除いて毎月元利均等額で償還する方法で、借受人が毎月受ける給与から控除します。

(2) 償還回数

貸付金の種類により定められた範囲内で借受人が希望する回数

(3) 1回当たりの償還額

それぞれの貸付けの利率に応じた賦金率表（※）により計算します

$$\text{貸付金額} \times \text{希望する回数の賦金率} = \text{1回当たりの償還額} \quad (\text{円未満四捨五入})$$

1人の組合員につき、すべての貸付けの毎月の償還額の合計額が、その者の給料月額額の10分の3に相当する金額の範囲内となるように設定してください。

なお、貸付金額・償還回数に応じた「償還額早見表」（平成29年12月5日付け事務連絡）がありますので参考にしてください。

賦金率表の種別

※「賦金率表(平成29年12月5日付け9公立京第501号の2添付)」は貸付年月日・貸付種別により利率が異なります。

ア 平成19年3月以前の一般・住宅・教育・医療・結婚・葬祭貸付け用

イ 平成19年4月以降の一般・住宅・教育・医療・結婚・葬祭貸付け用

〔例：平成19年4月以降の一般貸付け〕

※貸付金保険料充当金率(年0.06%)が加算

申込金額	2,000,000円	償還回数	120回
賦金率	0.0089000057	(年利1.32%※の場合)	
$2,000,000 \times 0.0089000057 = 17,800.01 \div 17,800$ (円未満四捨五入)			
1回当たりの償還額 17,800円			

(4) 利息の算定

利息の計算については、月の初日から月末までを1か月として算定します。

ただし、1か月に満たない期間については、1か月として算定します。

〔例：平成19年4月以降の一般貸付け〕

※貸付金保険料充当金率(年0.06%)が加算

未償還元金	2,000,000円
月利	0.1100% (年利1.32%※の場合)
$2,000,000 \times 0.001100 = 2,200$ (円未満切捨て)	
利息	2,200円

3 定期償還（ボーナス償還）

貸付金が100万円以上の場合は、ボーナス併用償還ができます。これは毎月償還と併用して6月及び12月の期末勤勉手当からも償還（以下「ボーナス償還」という。）する方法です。ボーナス償還の対象とすることができる貸付金額は、当該貸付金（貸付金の全額）の2分の1以内で、50万円単位です。

(1) 償還方法

6月、12月の期末勤勉手当支給日に、原則として最終回の償還額を除いて元利均等額で償還する方法で、借受人が受ける期末勤勉手当から控除します。

(2) 償還回数

60回以内で、借受人が希望する回数。ただし、毎月償還の期間の範囲内（毎月償還の償還回数を6で除して得た回数の範囲内）で設定してください。

(3) 1回当たりの償還額

それぞれの貸付けの利率に応じた賦金率表（平成29年12月5日付け9公立京第501号の2添付）により計算します。（賦金率は貸付月（申込月ではありません。）によって異なります。）

$$\text{貸付金額} \times \text{希望する回数の賦金率} = \text{1回当たりの償還額} \quad (\text{円未満四捨五入})$$

1人の組合員につき、**すべての貸付けのボーナス償還額の合計額が、その者の給料月額額の10分の6に相当する金額の範囲内**となるように設定してください。

なお、貸付金額・貸付月・償還回数に応じた「償還額早見表」（平成29年12月5日付け事務連絡）がありますので参考にしてください。

〔例：平成19年4月以降の教育貸付け〕

※貸付金保険料充当金率(年0.06%)が加算

申込金額	2,500,000円	償還回数	30回
貸付月	4月貸付		
賦金率	0.0366906003（年利1.32%*の場合）		
2,500,000	×	0.0366906003	= 91,726.50 ≒ 91,727
1回当たりの償還額	91,727円		（円未満四捨五入）

(4) 利息の算定

貸付日の翌月から利息を徴することとし、6か月の半年利（月利×6か月）として算定します。ただし、6か月に満たない期間については、1か月を単位として算定します。

$$\text{ボーナス償還に係る未償還元金} \times \text{半年利} = \text{6か月の利息} \quad (\text{円未満切捨て})$$

(注) 「半年利」の利率は、計算上は月利の6倍の利率を使用します。

〔例：平成19年4月以降の一般貸付け〕

※貸付金保険料充当金率(年0.06%)が加算

未償還元金 2,411,433円

半年利 0.6600% (年利1.32%※の場合)

$2,411,433 \times 0.0006600 = 15,915.45 \approx 15,915$

利息 15,915円 (6か月分の利息) (円未満切捨て)

4 繰上償還（一部繰上償還）

(1) 一部繰上償還の概要

一部繰上償還は、貸付未償還額の一部を一定額以上償還する制度です。

毎月償還の場合は、その償還額のすべてが、ボーナス償還の場合は償還額から1か月分の経過利息を除いた金額が元金の返済に充てられます。申出期限等は下記のとおりです。

ア 入金は7月及び1月の年2回です。

イ 申出期限日

申出の期限及び提出先並びに繰上償還金の納付期限は次のとおりです。

		期 限 日		提出先
		7月繰上償還	1月繰上償還	
申 出	京都市内の所属所・府立学校	6月16日	前年の12月13日	支部(福利課)
	各支所管内の所属所	6月13日	前年の12月10日	各支所 (各教育局)
繰上償還金の納付期限		7月20日	1月20日	

* 申出期限日が閉庁日の場合はその直前の開庁日となります。

* 繰上償還金の納付期限が金融機関休業日の場合はその直前の営業日となります。

ウ 提出書類

一部繰上償還申出書（様式細第10号）

一部繰上償還に係る計算書（様式第16号）

償還表の写し（最新のもの）

給与明細書の写し（最新のもの）

エ 納付方法

繰上償還月の月上旬に振込通知書を送付しますので、それにより決められた納付期限までに振り込んでください。

納付期限を過ぎてからの入金や入金額が振込通知書の額より少ない場合は、繰上償還の扱いとはならないので注意してください。

京都銀行以外の金融機関からの振込には、振込手数料が必要となります。

オ その他

- ・ 育児休業等による償還猶予金の残高がある場合は、繰上償還希望額に償還猶予金の残額を加えて償還しなければなりません。
- ・ 一部繰上償還後の償還方法の変更はできません。（ボーナス併用償還者が、ボーナス償還に係る未償還元利金の全て償還した場合、以後の償還は毎月償還のみとなります。）
- ・ 一部繰上償還月の前月又は同月に同種別の借替えを受けているときは、繰上償還はできません。

(2) 「毎月償還」のみの場合の一部繰上償還

ア 一部繰上償還できる金額は10万円以上1円単位とします。

イ 一部繰上償還後の償還回数は、繰上償還月の定期償還後の残回数の範囲内で希望する回数とします。

なお、一部繰上償還後の償還方法をボーナス併用償還に変更することはできません。

〔例〕 当初の償還回数が120回で40回目で一部繰上償還したい場合は、80回〔120回－40回＝80回〕の範囲内で償還回数を決めることとなります。

ウ 一部繰上償還後の1回当たりの償還額については、繰上償還後の未償還元金を新たな貸付金額とみなし、前記イより決めた回数に応じた賦金率を乗じた額となります。

この場合の償還額は、他の貸付けの毎月償還の合計額とあわせて給料月額の3/10を超えることはできません。

(3) 「ボーナス併用償還」の場合の一部繰上償還

ア 一部繰上償還できる金額は20万円以上1円単位と、その金額の1/2以上（ボーナス併用償還者が一部繰上償還でボーナス償還に掛かる未償還元利金をすべて償還する場合を除く。）をボーナス償還額に充てることとなります。（ボーナス償還分のみの繰上償還はできますが、毎月償還分のみの繰上償還はできません。）

イ 償還額には、ボーナス償還に係る未償還元金に対する前回定期償還月（6月、12月）の翌月から繰上償還月までの経過月数に係る利息が加わります。

ウ 経過利息の算定

$\begin{array}{rcccccc} \text{前回ボーナス償還後の} & & & & \text{経過月数} & & \\ \text{未償還元金残} & \times & \text{月利} & \times & 1 & = & \text{経過利息} \\ & & & & & & \text{(円未満切捨て)} \end{array}$
--

〔例：平成19年3月以前の住宅貸付け〕						
未償還元金	3,869,626円	月利	0.1050%	(年利1.26%の場合)		
$3,869,626 \times 0.001050 \times 1 = 4,063.10 \div 4,063$						
経過利息 4,063円				(円未満切捨て)		

〔例：平成19年4月以降の住宅貸付け〕						
未償還元金	3,869,626円	月利	0.1100%	(年利1.32%※の場合)	※貸付金保険料充当金率(年0.06%)が加算	
$3,869,626 \times 0.001100 \times 1 = 4,256.58 \div 4,256$						
経過利息 4,256円				(円未満切捨て)		

エ 一部繰上償還後のボーナス償還の回数は、繰上償還月の直前のボーナス償還後の未償還回数の範囲内で希望する回数かつ償還後の毎月償還の回数を6で除して得た回数の範囲内とします。

オ 一部繰上償還後の毎月の償還回数及び1回当たりの償還額については、「毎月償還」のみの場合と同様とします。

カ 一部繰上償還後のボーナス償還にかかる1回当たりの償還額については、「毎月償還」の場合と同様の方法で算出した額となります。この場合の償還額は、他の貸付けのボーナス償還の合計額とあわせて給料月額の6/10を超えることはできません。

キ ボーナス償還分のみを繰上償還した場合、毎月償還の償還回数及び1回当たりの償還額の変更はできません。

5 繰上償還（全額繰上償還）

(1) 全額繰上償還の概要

ア 申出期限日

全額繰上償還を希望される場合は、**返済を希望する月の前月の期限日まで**に申し出てください。申出の期限及び提出先並びに繰上償還金の納付期限は次のとおりです。

	入金月	期 限 日				提 出 先
		1~10月入金	11月入金	12月入金	1月入金	
申 出	京都市内の所属所・府立学校	前月の16日	10月16日	11月13日	12月13日	支部（福利課）
	各支所管内の所属所	前月の13日	10月13日	11月10日	12月10日	各支所(各教育局)
繰上償還金の納付期限		20日	11月13日	12月13日	1月20日	

* 申出期限日が閉庁日の場合はその直前の開庁日となります。

* 繰上償還金の納付期限が金融機関休業日の場合はその直前の営業日となります。

イ 提出書類

全額繰上償還申出書（様式細第9号）

ウ 納付方法

申出のあった月の翌月上旬に振込通知書を送付しますので、それにより決められた納付期限までに振り込んでください。

納付期限を過ぎてからの入金や入金額が振込通知書の額より少ない場合は、繰上償還の扱いとはならないので注意してください。

なお、京都銀行以外の金融機関からの振込には、振込手数料が必要となります。

(2) 毎月償還の場合

繰上償還月の定期償還後の未償還元金が繰上償還額になります。

なお、育児休業等による償還猶予金の残額がある場合は、残額を加えて償還しなければなりません。

(3) ボーナス併用償還の場合

ア 毎月償還分については、前記(2)と同様に繰上償還月の定期償還後の未償還元金が繰上償還額になります。

イ ボーナス償還分については、既に払い込まれた最後のボーナス償還後の未償還元金に償還月までの経過利息が加わります。

なお、育児休業等による償還猶予金の残額がある場合は、残額を加えて償還しなければなりません。

ウ 経過利息の算定（10月に全額繰上償還する場合）

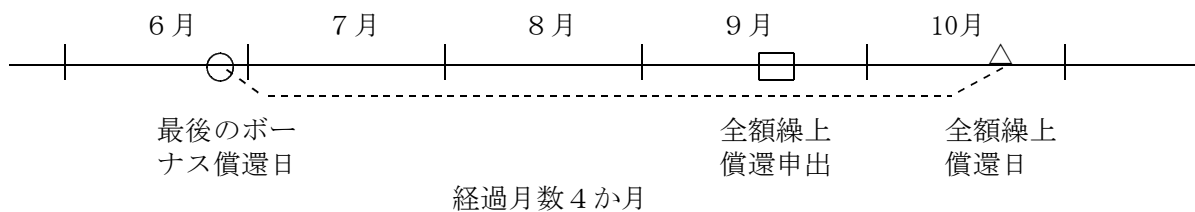
〔例：平成19年3月以前の住宅貸付け〕

前回ボーナス償還後の 未償還元金残	月 利 (年利1.26%)	×	経過月数	=	経過利息
3,869,626	0.001050	×	4	=	16,252.42 ≒ 16,252
					(円未満切捨て)
					経過利息 16,252円

〔例：平成19年4月以降の住宅貸付け〕

※貸付金保険料充当金率(年0.06%)が加算

前回ボーナス償還後の 未償還元金残	月 利 (年利1.32%※)	×	経過月数	=	経過利息
3,869,626	0.001100	×	4	=	17,026.35 ≒ 17,026
					(円未満切捨て)
					経過利息 17,026円



〈全額繰上償還スケジュール〉

	前 月	償 還 月	翌 月
例月	16日 △申出 〆切	上旬 送付 振込 通知書の	20日 △納期限 △給料日 (控除ストップ)
11月	10/16 △申出 〆切	上旬 11/13 送付 振込 通知書の △納期限	△給料日 (控除ストップ)
12月	11/13 △申出 〆切	上旬 12/13 送付 振込 通知書の △納期限	△給料日 (控除ストップ)
1月	12/13 △申出 〆切	上旬 送付 振込 通知書の	1/20 △納期限 △給料日 (控除ストップ)

納付期限

繰上償還金の納付期限は、原則として毎月20日(11、12月は13日)ですが、期限日が金融機関休業日の場合はその直前の営業日となります。

なお、変更となる場合がありますので、入金に当たっては振込通知書で確認をお願いします。

〔平成19年3月以前の貸付け用記入例〕

※平成29年12月までに貸付けを受けたものは、平成30年1月
利率変動のため、償還表が更新されています。